平成２９年（フ）第１０７５号
堺市東区北野田533番地８
債務者　岡田　知己
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
石川県野々市市矢作１丁目185番地１
債務者　シグナルヒル，マンディーネこと　松藏　卓也
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　勇樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２７号
愛知県安城市桜町12番23号　ネバーランド501
債務者　髙藤佑也こと　髙藤　佑也
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三宅　大輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第６１９号
埼玉県越谷市大字袋山1721番地９
債務者　小野寺龍一
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若生　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１５０２号
埼玉県川口市青木２丁目15番41号　メゾンサカキ202号
債務者　藤坂沙奈美
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２７号
埼玉県戸田市下前１丁目11番20―1524号
債務者　川崎　美和
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５７号
埼玉県川口市本町２丁目８番19号　メゾンアキバ105号
債務者　篠山　明夏
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１０号
神戸市中央区二宮町１丁目14番10号光宮文化103
債務者　小川　　道
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９１７号
神戸市灘区琵琶町２丁目７番11―802号
債務者　齋藤　末子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９５３号
神戸市兵庫区湊町４丁目１番16号フルーレゾン神戸303、住民票上の住所神戸市北区八多町附物868番地の11
債務者　藏藤　智子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９６８号
神戸市灘区岩屋北町２丁目６番１号　第二ハイツ中山403号
債務者　和田　潤子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７号
香川県香川郡直島町3758番地２（有）丸五水産社員寮、住民票上の住所高知県幡多郡大月町大字橘浦315番地
債務者　坂本　春幸
1　決定年月日時　平成29年12月22日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第１５８０号
埼玉県朝霞市泉水２丁目１番14―403号
債務者　松田智恵子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９０号
さいたま市南区内谷５丁目18番８号　サンハイツ105
債務者　玉田　大地
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１６号
埼玉県川口市原町３番２号　三鈴ハイツ103号
債務者　村椿　華子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７２４号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地７　グランドールM102
債務者　西村　俊哉
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係